

老発0328第5号

平成25年3月28日

各都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長

(公印省略)

東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間
の特例に関する省令の一部を改正する省令の施行について

東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令の一部を改正する省令（平成25年厚生労働省令第36号。以下「改正省令」という。）が、本日公布及び施行されたところである。

改正の趣旨及び主な内容は下記のとおりであるので、御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）、関係者、関係団体等に対し、周知徹底を図られたい。

記

1 改正省令の内容

(1) 要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間について（第4条第1項関係）

東日本大震災に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域（※）内に住所を有する被保険者に係る要介護認定有効期間（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「規則」という。）第38条第1項に規定する要介護認定有効期間をいう。以下同じ。）及び要支援認定有効期間（規則第52条第1項に規定する要支援認定有効期間をいう。以下同じ。）については、現在の期間に新たに十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算すること。

(※) 岩手県上閉伊郡大槌町並びに福島県南相馬市、双葉郡楡葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村及び相馬郡飯舘村の区域に限る。

(2) 当該措置の対象について（第4条第2項関係）

当該措置は、平成25年4月1日から同年9月30日までの間に第4条第1項の規定の適用がないとしたならば満了する要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間について適用すること。

2 施行期日

改正省令は、公布の日から施行すること。

○厚生労働省令第三十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第二十八条第一項（同条第十項において準用する場合を含む。）及び第三十三条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十八日

厚生労働大臣 田村 憲久

東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令の一部を改正する省令

東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令（平成二十三年厚生労働省令第六十六号）の一部を次のように改正する。
本則に次の一条を加える。

（平成二十五年九月三十日までの間に満了する有効期間に係る特例）

第四条 東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域（岩手県上閉伊郡大槌町並びに福島県南相馬市、双葉郡楡葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村及び相馬郡飯館村の区域に限る。）内に住所を有する被保険者に係る要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>特例省令第二十一条の規定により読み替えられた第三十八条第一項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）</p>	<p>第一号に掲げる期間及び第二号に掲げる期間並びに十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間</p>	<p>東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令（平成二十三年厚生労働省令第六十六号）第二十一条（以下「特例省令」という。）第六十一条（以下「特例省令」という。）第六十一条（以下「特例省令」という。）</p>
<p>特例省令第二十一条の規定により読み替えられた同令第一項（第三十八条第一項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。））</p>	<p>東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令（平成二十三年厚生労働省令第六十六号）第二十一条（以下「特例省令」という。）第六十一条（以下「特例省令」という。）</p>	<p>東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令（平成二十三年厚生労働省令第六十六号）第二十一条（以下「特例省令」という。）第六十一条（以下「特例省令」という。）</p>

<p>特別省令第二項の規定 第五十二項において準用する 第五十二項において準用する 第五十二項において準用する 第五十二項において準用する 第五十二項において準用する</p>	<p>特別省令第二項の規定 第五十二項において準用する 第五十二項において準用する 第五十二項において準用する 第五十二項において準用する 第五十二項において準用する</p>	<p>特別省令第二項の規定 第五十二項において準用する 第五十二項において準用する 第五十二項において準用する 第五十二項において準用する 第五十二項において準用する</p>	<p>特別省令第二項の規定 第五十二項において準用する 第五十二項において準用する 第五十二項において準用する 第五十二項において準用する 第五十二項において準用する</p>	<p>特別省令第二項の規定 第五十二項において準用する 第五十二項において準用する 第五十二項において準用する 第五十二項において準用する 第五十二項において準用する</p>	<p>特別省令第二項の規定 第五十二項において準用する 第五十二項において準用する 第五十二項において準用する 第五十二項において準用する 第五十二項において準用する</p>
<p>同項第二号の期間と十二月間を合算して得た期間</p>	<p>特別省令第一項の期間と十二月間を合算して得た期間</p>	<p>第一号に掲げる期間及び第二号に掲げる期間を合算して得た期間</p>	<p>特別省令第一項の期間と十二月間を合算して得た期間</p>	<p>同項第二号の期間と十二月間を合算して得た期間</p>	<p>（む）の項下欄に規定する期間と十二月間を合算して得た期間</p>
<p>特別省令第二項の規定 第五十二項において準用する 第五十二項において準用する 第五十二項において準用する 第五十二項において準用する 第五十二項において準用する</p>	<p>特別省令第二項の規定 第五十二項において準用する 第五十二項において準用する 第五十二項において準用する 第五十二項において準用する 第五十二項において準用する</p>	<p>特別省令第二項の規定 第五十二項において準用する 第五十二項において準用する 第五十二項において準用する 第五十二項において準用する 第五十二項において準用する</p>	<p>特別省令第二項の規定 第五十二項において準用する 第五十二項において準用する 第五十二項において準用する 第五十二項において準用する 第五十二項において準用する</p>	<p>特別省令第二項の規定 第五十二項において準用する 第五十二項において準用する 第五十二項において準用する 第五十二項において準用する 第五十二項において準用する</p>	<p>特別省令第二項の規定 第五十二項において準用する 第五十二項において準用する 第五十二項において準用する 第五十二項において準用する 第五十二項において準用する</p>

2 前項の規定は、平成二十五年四月一日から同年九月三十日までの間に前項の規定の適用がないと
 したならば満了する要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間について適用する。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

<p>特別省令第二項の規定 第五十二項において準用する 第五十二項において準用する 第五十二項において準用する 第五十二項において準用する 第五十二項において準用する</p>	<p>特別省令第一項の期間と十二月間を合算して得た期間</p>	<p>特別省令第二項の規定 第五十二項において準用する 第五十二項において準用する 第五十二項において準用する 第五十二項において準用する 第五十二項において準用する</p>
--	---------------------------------	--